

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標                         | 基本施策           | 施策  | 基本方針   | 施策評価  |                   |
|------------------------------|----------------|---|--|---|-------------------|
|                              |                |   |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等) |
| 基本目標1 生涯を通じて学び育つまち           |                |   |  |   |                   |
| 基本施策1 子育て支援と保育・幼児教育の充実       |                |   |  |   |                   |
|                              | 施策1<br>子育て     | すべての子どもが良質な成育環境のもとで、健やかに育つことができるよう支援を行います。また、市民、関係機関、事業者等と連携して、地域全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。 | 平成27年度市政世論調査における「子育て支援対策への満足度」は、社会経済情勢の変化や調査サンプルが異なるなどの要因により平成22年度調査に比べて0.4ポイント低下している。<br>乳児家庭全戸訪問事業については、出生率低下に伴い対象者が年々減少する中、概ね200件を越す訪問実績を維持してきた。<br>虐待、養育困難家庭の件数は、制度改正により子どもだけでなく妊娠期からの関わりが必要な要支援家庭も含まれることになったことや市民の虐待通報の意識の向上、児童相談所の全国共通ダイヤル(189)の普及等により、子ども家庭支援センターが受ける相談件数や虐待、養育困難家庭の把握件数は年々増加と内容の複雑化の傾向がある。<br>こうした状況の中、子ども家庭支援センターの総合相談機能の充実と、児童館や地域子育て支援センターでの子育て相談、心理士の出張相談、乳児家庭全戸訪問など、きめ細やかな相談体制の構築、子育て力の向上のための連続講座、親子参加型講座の実施、あかちゃん休憩室の計画的な設置等により、子育て家庭への支援の充実を図り、地域全体で子育て家庭を支援する環境整備を進めることができた。   | 子育て世代包括支援センターを設置し、庁内関係各部署やその他の関係機関や地域とのネットワーク強化やきめ細やかな相談体制、支援体制の構築を進めて、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して切れ目のない総合的相談支援体制を効果的に実施していく。<br>あわせて、市民、関係機関、事業者などと連携し地域全体で子育て家庭を支援する環境の整備を進め、すべての子どもが良質な生育環境のもとで健やかに育つことができるよう支援を行っていく。  |                   |
|                              | 施策2<br>保育・幼児教育 | 乳幼児期にある子どもたちが健やかに成長できるよう、保育・幼児教育環境について整備・支援していくとともに、就学期にある子どもの小学校への円滑な就学を支援します。         | 民間保育園施設整備の支援やしらうめ保育園の民営化による保育・幼児教育の提供体制の拡充、並びに2時間延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業など多様なニーズに対応した保育事業の拡充により、質と量の両面における向上を図り、乳幼児期における子どもの健やかな成長のための保育・幼児教育環境の整備・支援を進めた。<br>施策を計画的に推進してきたことにより、羽村市の待機児童数は、平成27年度0人、平成28年度1人と、ほぼ解消された状況となっている。<br>幼児期から小学校就学期への円滑な移行支援としては、幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の活動を通じ相互理解の促進を図ることができた。<br>また、幼児期から特別支援学校までの関係機関で構成する特別支援教育連絡協議会を年3回開催し、就学、就学予定の児童・生徒について情報交換等を行い、適切な就学の支援の精度向上を図るとともに、羽村市特別支援教育推進委員会を年2回開催し、羽村市全体の特別支援教育の計画や進捗状況の確認と今後の方向性について共通理解を図り、発達に課題を抱えた児童等を早期から支援につなげていくための環境の整備を進めた。   | 待機児童解消と良質な保育環境を提供するため、今後の保育需要を見込みながら引き続き民間認可保育園の園舎整備を支援していくとともに、多様な保育ニーズに対応するため、ニーズを的確に捉えた保育サービスを提供していく。<br>また、幼児期から小学校就学期への円滑な移行支援としては、幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会における情報交換や交流事業などの取り組みを更に充実させるとともに、幼稚園、保育園、小学校相互の自主的な活動が広がっていくよう支援していく。<br>特別支援教育連絡協議会の開催を通じ関係者間の情報共有を図るとともに、特別支援教育推進委員会において、羽村市全体の特別支援教育の計画や方向性について確認し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや就労を見据えた進路選択ができる切れ目のない支援体制の構築に向け組織横断的な情報連携を行う必要がある。  |                   |
| 基本施策2 学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成 |                |   |  |   |                   |
|                              | 施策3<br>学校教育    | 児童・生徒一人ひとりの個性と能力を最大限伸ばすとともに、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性を身につけさせるため、小中一貫教育を中心とした学校教育の充実を図ります。    | 小中一貫教育を柱とした教育の充実については、全中学校区で着実に実施されており、児童・生徒の交流、小中教員の相互連携は回数・頻度を重ね深度が増し、小中一貫教育に関する項目に対する肯定的評価も安定している。教員への支援、児童・生徒に関わる学習環境・支援環境も継続し行っている。<br>中学校における不登校生徒については、基本計画を策定した平成24年当時に比べて、こどもを取り巻く環境の複雑化など社会環境の変化により全国的に増加傾向にあり、当初目標(出現率2%)は達成されていないが、不登校対応指導員を配置し学校復帰への支援を行ってきた。<br>多様なニーズに対応した教育の推進については、特別支援教育における支援員の配置により、市内小学校の通常の学級に在籍する児童で発達障害等があり、特別な支援が必要な児童に対し、効果的な指導を提供することができた。また、平成28年4月から全小学校7校において「特別支援教室」事業が本格実施され、在籍校における発達障害及びその傾向のある児童の支援体制の整備と指導の充実を図った。社会福祉士等の資格を持ったスクールソーシャルワーカーを、校区に分けた(一中校区・二、三中校区)配置を行い、小・中学校からの積極的な要望に応じて課題のある児童・生徒の情報を学校と共有し、保護者や児童と面接を行うと伴に、学校内外の関係機関との連絡調整を図り児童・生徒の生活環境の改善に努めた。東京都のスクールカウンセラー事業の活用や教育相談室の相談員を全小学校に週1回、全中学校に月1回配置し、学校という身近なところでの相談場所を確保した。これらの取組みを通じて一人ひとりに応じた支援体制の整備を図ってきた。<br>教育環境の整備の面では、教育用コンピューターの更新や学校図書館総合管理システムの導入校の拡大といったハード面の整備に加え、家庭・地域と連携協力した学校支援の仕組みとしての学校地域本部の全中学校区での設置や学校支援地域本部コーディネーターの配置などソフト面での整備を進めることができた。 | 引続き、小中一貫教育を柱とした教育、学校支援地域本部の運営を推進していく。<br>不登校生徒の対応については、その背景・原因を生徒や家庭の問題として放置することなく、その解消に取り組んでいく必要があることから、スクールカウンセラーや教育相談員等の心理士やスクールソーシャルワーカーなど、専門性の高い人材を積極的に活用し、情報を共有することにより未然防止・早期対応に取り組んで行く。<br>発達障害等のある児童・生徒については、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、成長を支援していくため、教員の専門性の向上を図る研修を充実させるとともに、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援を充実するために、教員の資格を有する特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒のきめ細やかな支援を継続していく。また、子どもと保護者の多様なニーズを受け止めた共生社会の形成(インクルーシブ教育システム)を実現のためのシステム構築について、学校におけるよりニーズに応じた支援体制の構築を図るため、各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校に応じた研修体制を構築(専門家による学校巡回等)していく必要がある。 |                   |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策  | 施策            | 基本方針   | 施策評価  |   |
|------|-------|---------------|--|---|---|
|      |       |               |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
|      |       | 施策4<br>子ども・若者 | 子どもや若者が、社会の一員として、自立した自己を確立し、心豊かで健やかに成長するよう、支援を実施していきます。  | <p>児童館・学童クラブについては、地域における総合的な遊びの場を提供する機能、保護者の就労支援や子育て支援拠点としての機能の充実に向け、管理運営方法の検討を行った。</p> <p>また、子どもの放課後対策として、全小学校で放課後子ども教室を実施し子どもたちの放課後の活動場所を提供するとともに、見守りと地域の人たちとの触れ合いによる心豊かな成長を支援する事ができた。</p> <p>なお、学童クラブ待機児童対策については、定員の拡大や児童館放課後サポート事業での受け入れなどにより待機児童の解消に努めた。</p> <p>地域における青少年育成事業として、地域の青少年育成団体への支援を行うとともに、青少年健全育成の日をはじめ、地域をフィールドとした田んぼ体験や、他地域との交流事業など青少年健全育成事業の実施を通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身に付けるための支援を行った。</p> <p>青少年健全育成事業等への参加者数は、少子化による子どもの減少や習い事など子どもの生活環境の変化などにより、目標値には達しなかった。</p>   | <p>子どもの放課後対策については、放課後における子どもの居場所づくりや見守り、遊び場や自主的な活動の場の提供、保護者の就労支援や子育て拠点など、それぞれの目的に応じて、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室を運営していく。その中で、児童館、学童クラブの運営方法については、平成29年度は平成28年度の調査結果からみえた課題解決に向けて、安定した人材確保が図れるよう、関係部署と調整を行い体制整備に向け検討していく。</p> <p>子どもや若者への支援については、今後も、青少年健全育成事業等を実施するとともに、地域活動団体などへの支援を通じて地域における青少年の育成を推進し、異世代交流や社会体験を通じて、子どもや若者が社会の一員として、地域との関わりの中で成長していけるよう支援を行っていく。</p>   |
|      | 基本施策3 | 生涯学習の推進       |  |   |   |
|      |       | 施策5<br>生涯学習   | だれもが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に活かすことのできる環境を整備します。 | <p>生涯学習基本計画の前期基本計画の計画期間が終了することから、社会構造の変化に伴い多様化・高度化した市民の学習ニーズを踏まえて、引き続き市民一人ひとりが自主的・自発的に学べる環境を整えるとともに、学んだ成果を地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として活かしていくことを目的とし、生涯学習に関する施策を総合的、計画的に推進するための生涯学習基本計画後期基本計画を策定した。</p> <p>青少年スポーツ・文化活動等への支援にあつては、全国大会に出場し、補助金制度の基準を満たした青少年の保護者に対し、その経費の一部を補助することで、スポーツ・文化活動の振興を図った。</p> <p>また、「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」を活用し、イベントを開催して、青少年の健全育成のための体験学習の創出や交流、子どもたちがさまざまな体験の中から「学び」を体験できるような機会を提供し、参加者の要望に応じた学習活動の実施に努めた。</p> <p>各生涯学習関連施設では、外部の視点を入れた運営状況に関する評価によりサービスの向上が図られるとともに、市民の楽しみや生きがいにつながる自主的な学習・文化活動を支援するための各種講座を実施し、効果的な学習活動の活性化を図った。その中で近隣大学との連携により専門性の高い講座も実施し内容の充実に取り組んだ。</p> <p>また、市民との協働によるゆとりぎ事業の実施や登録郷土研究員による講座・観察会の実施など、学習や活動の成果を地域に還元する循環型生涯学習を推進した。3年ごとの社会教育関係団体の登録更新時に行っているアンケート調査では、社会貢献活動を行っている団体は全体の2割にとどまっているが、それぞれの団体が様々な場や活動を通して地域社会などに還元され、地域教育力の向上に寄与している。</p> <p>図書館の貸出件数は、電子図書の普及や活字離れなど社会の変化を反映して年々減少しているが、子どもの読書活動として子どものころからの本の読み聞かせの実施や読書手帳の配布や表彰など、読書活動の推進に努めるとともに、ヤングアダルトコーナーでポップを使った展示や謎解きイベントなどを実施し、コーナーと図書の充実を図った。</p> <p>郷土博物館では、登録郷土研究員による成果発表の場として、歴史講座・自然観察会の講師として活動を行った。また、郷土博物館紀要第31号に郷土羽村の新しい知見等の論稿を寄せ、発行することができた。なお、入館者数の目標値を平成28年度 38,000人としていたが、人口の減少や施設利用者の高齢化傾向などにより、3万人台前半で推移している。</p> <p>スポーツセンターでは、健康スポーツフォーラムやスポーツ習慣定着促進事業などの実施により、羽村市スポーツ推進計画に基づくスポーツ実施率の向上に努めてきた。市民アンケートなど毎年度実施していないので、進捗状況については把握できないものの、週1回以上のスポーツの実施に役立つことができた。</p> <p>生涯学習センターゆとりぎでは、生涯学習の拠点施設として、市民や大学等関係機関と協働し、社会の要請、市民ニーズに即した各種事業を幅広く展開し、市民の学習機会の支援を行うとともに、学習の場の提供を図ったが、ゆとりぎの利用率は40%前半で横ばいの状況であった。</p> <p>大島・子ども体験塾については、あきる野市と共同で、学校・地域等での青少年活動リーダーとして活躍する意欲のある小学5・6年生と中学生を対象に、大島町での様々な体験事業を通じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるための支援を行った。</p> <p>子ども発掘体験では、約1700年前の古墳時代の竪穴住居跡を発掘し420点の出土遺物を発見した。青梅市との共同事業であることから、異年齢の子どもたちの仲間づくりが醸成された。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する事業では、庁内での検討組織となる『東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会庁内検討委員会』を設置し、全庁的な取り組みができる体制が整った。また、『羽村市における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組基本方針』を策定し、市としての方向性が決まり、気運醸成事業、事前キャンプ等誘致事業・外国人観光客等誘致事業等の取り組みを開始することができた。</p> | <p>生涯学習基本計画後期基本計画に基づき、さまざまな学習機会を提供し各ライフステージに沿った生涯学習の推進を図るとともに、学習や活動の成果を自主的・自発的に地域に還元できるよう支援し循環型の生涯学習を推進する。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツに関する市民の関心を高めていく。</p> <p>具体的には、生涯学習基本計画については、推進委員会にて実施計画事業の進行管理及び点検・評価を行うとともに、推進懇談会では生涯学習の推進について積極的に意見交換できる貴重な場としての機能を存分に発揮できるよう努めていく。</p> <p>青少年スポーツ・文化活動等への支援については、全国大会に出場し、補助金制度の基準を満たした青少年の保護者に対し、その経費の一部を補助し、スポーツ・文化活動の振興を図っていく。</p> <p>図書館では、子どもや青年層の読書環境の整備に努め、読書への関心を高めるとともに、各コーナーの充実を図る。また、図書館協議会からの意見、指摘を参考に図書館運営の改善に努めていく。</p> <p>郷土博物館では、将来にわたる人材確保のため、羽村市域を中心とする地域の研究者との連携や人材の養成を推進していく。</p> <p>スポーツセンターでは、スポーツを楽しむことや健康づくりに必須であることを認識してもらうため、その取り組みきっかけづくりを継続して提供していく。また、就労している現役世代のスポーツ実施率が低いという課題もあるなかで、時間がなくても何かできないか検討していく。</p> <p>生涯学習センターゆとりぎでは、生涯学習の推進と文化の発展・振興のため、非営利活動団体や大学、社会教育関係団体等と協働し各種事業の充実を図る。また、施設の利用団体や部屋毎の利用状況について検証するとともに、ゆとりぎで開催する事業を広域に発信することにより、ゆとりぎの知名度を向上し利用率の増加を図る。</p> <p>児童青少年課では事業に参加した子ども達が、将来的に学校・地域等での青少年リーダーとして活動してもらえるように努める。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する事業では、さらなる全庁的な取組みにより事業の一層の推進を図るとともに、気運醸成事業においても効果的に実施していく。さらに直前キャンプ等誘致事業・外国人観光客等誘致事業にも積極的に取り組み、広域連携も視野に入れながら展開していくこととする。</p> |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標  | 基本施策  | 施策              | 基本方針   | 施策評価  |  |
|-------|-------|-----------------|--|---|--|
|       |       |                 |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)  |
| 基本目標2 |       | 安心して暮らせる支えあいのまち |  |   |  |
|       | 基本施策1 | 助けあい支えあう福祉社会の実現 |  |   |  |
|       |       | 施策6<br>地域福祉     | 市民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、ボランティア等と市の連携により「地域で支えあう福祉のまちづくり」を推進します。                                   | <p>少子高齢社会の進展や核家族化に伴う家族や地域のつながりの希薄化に起因する様々な課題を解決するため、公的制度に加えて、市民や社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、ボランティア等との連携による地域で支えあう福祉のまちづくりを推進してきた。</p> <p>また、羽村市社会福祉協議会と共同して、小地域ネットワーク活動の支援や、福祉サービス総合支援事業を実施した。</p> <p>民生・児童委員については一斉改選により10名が新任民生委員に変わり一部欠員が生じたが、引き続き支援を行い滞りなく活動することができた。民生児童委員の訪問延べ件数が目標値に届かなかったことについては、平成28年度より、高齢者実態調査の対象者が65歳以上から75歳以上に引き上げられたため、対象者数が19,778人から6,135人へ減少したことが要因である。訪問回数は減少しているが、全体の年間活動日数は8,507日で、1人あたり1か月平均14日以上以上の活動を行っており、地域に根差した活動が実施できた。福祉ボランティア団体の登録数は減少した。</p>   | <p>民生・児童委員への支援を充実するとともに、地域包括支援センターなどの公的機関や、社会福祉協議会などの関係機関との連携強化を図り、加えて市民一人ひとりが地域の一員としてできる範囲で役割を担う、地域で支えあう福祉のまちづくりを推進していく。</p> <p>また、制度の普及や相談窓口の設置など総合的な支援が必要となっている成年後見人制度の充実を図る。</p>   |
|       |       | 施策7<br>高齢者福祉    | 高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアを推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送れるよう支援します。 | <p>高齢者の社会参加と生きがいづくり推進のため、シルバー人材センターを通じて就労支援を行い、平成28年度の就業率は目標値を上回る88.50%となり、社会参加が促進された。また、アクティブシニア向け講座を実施し、中高年の社会参加、生きがいづくり及び市民交流の促進を図れた。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援として、要介護者の相談支援事業、ひとり暮らし高齢者への訪問事業を行い、孤独感の解消や事故の未然防止を図ることができた。また、介護予防事業については、二次予防対象者の把握や認知症予防事業の実施、認知症サポーター養成講座など認知症の早期発見・対応のための取組みを行った。</p> <p>公的な支援ネットワークの拠点となる地域包括支援センターの相談件数は増加しており、増加及び困難化する要介護者等の相談支援について、2か所の地域包括支援センターが連携しながら迅速できめ細かい相談対応を図るとともに、地域包括支援センター機能の強化・充実について検討を行った。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・生活支援の提供体制の充実、認知症施策、在宅医療・介護連携、地域ケア会議等について、事業の検討又は推進を図った。</p> <p>緊急通報システムを利用できない場合の補完として平成28年度に開始した民間緊急即時通報システムの利用者は1世帯にのみであったが、緊急通報システムの充実により高齢者の安全確保とし在宅福祉の増進が図られた。</p> | <p>高齢者が生きがいを持って生活できるための社会参加、生きがいづくり活動を促進するとともに、健康増進活動の支援などにより、健康寿命の延伸を図る。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防や生活支援、認知症施策や在宅医療・介護連携などの総合的な支援を推進する。</p> <p>社会参加を促すきっかけとなるようなアクティブシニア向けの講座を実施していく。</p> |
|       |       | 施策8<br>障害者福祉    | 障害者福祉についての理解を広め、「共に生きる社会」の実現を目指します。また、障害のある人が、その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。     | <p>「共に生きる社会づくり」を推進するため、地域自立支援協議会を通じ、地域の障害者福祉関係者の連携を強化するとともに課題を確認し、自立に向けた支援を充実した。</p> <p>障害のある人が地域における生活の維持・継続することを目標として事業の展開を図り、就労支援については、地域開拓促進コーディネーターを配置し、きめ細やかな就労支援体制を構築し支援を開始した結果、障害者支援センター「エール」における新規就労者数は目標値67人に達しなかったが年々増加し、また、職場定着者数も増加しており、障害者の就労が促進された。</p> <p>平成28年度からは、高次脳機能障害相談事業、障害者等民間緊急即時通報システム導入、グループホーム防火設備整備費補助を開始した。高次脳機能障害の個別相談では、利用者の利便性を図ることができた。今後は、サービスを活用できるよう情報提供を徹底していき、ニーズに合った事業実施に留意しながら、引き続き実施していく。</p>   | <p>今後も障害者福祉関係者と連携し、障害者の地域生活への支援を実施し、共に生きる社会づくりを推進していく。</p> <p>新たな権利擁護や障害者差別解消法などの取り組みについても、自立支援協議会権利擁護部会において情報交換を行い、虐待事例への対応などに取り組んでいく。</p> <p>発達支援の取組みについては、庁内関係部署の連携を強化するとともに関係機関とも連携して、支援の取組みを推進していく。</p>                       |
|       |       | 施策9<br>生活福祉     | 生活に困難を抱える人のために、多様なセーフティ・ネットを活用し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を推進します。   | <p>面接相談員を活用して、生活困窮者の状況を詳細に把握し、他法他施策や社会資源等の多様なセーフティ・ネット活用をしながら、制度の適正な運用を図った。</p> <p>また、就労促進指導員や年金調査員を活用して、生活保護受給者の自立の促進に向けた支援を行った。就労支援相談員による就労指導では、各年目標を上回る実績を得ており、平成28年度の就労件数は30件であった。</p> <p>生活困窮者自立支援事業については、引き続き制度の周知に努めるとともに、庁内外と連携し、生活や就労に関する相談対応を行った。また、新たに「学習支援サポート事業」を行うことについて検討を行った。</p>   | <p>今後も就労促進支援員、面接相談員、年金調査員を配置して、生活困窮者や生活保護受給者への適正な支援を行い、生活保護制度の適正な運用による生活の安定と、自立に向けた支援を行っていく。</p> <p>相談者の精神面でのフォローも意識しながら、生活改善に向けて後押しし、予防的な関わりも実施していく。また、新たな学習支援サポート事業は効果的に実施していく。</p>  |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策  | 施策                   | 基本方針   | 施策評価   |   |
|------|-------|----------------------|--|--|---|
|      |       |                      |  | ①施策の評価   | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
|      |       | 施策10<br>社会保険         | 国民全体の支えあいに基づき、介護サービス給付を行うための介護保険や、医療保険給付を行うための国民健康保険を適正に運営します。また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。 | <p>国民全体の支えあいである介護保険、国民健康保険、国民年金の社会保険制度について、サービス向上や医療費の抑制、加入促進などの取組みにより、制度の適正な運営を推進した。</p> <p>介護保険制度では、次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にむけたアンケート調査を実施し、必要なサービスのニーズを把握した。また、現在介護サービスを提供している地域密着型サービス事業者への実地指導を行い、サービスの質と適正な保険給付を確保した。</p> <p>国民健康保険制度においては、データヘルス計画の策定や特定健康診査等の実施により市民の健康増進や医療費削減を図るとともに、国民健康保険運営協議会による国民健康保険税の適正化の検証、未納者対策の強化による収納率の向上に取組み、国民健康保険制度の適正な運営を確保した。</p> <p>国民年金制度については、広報紙への掲載や年金相談員による専門相談を行い、制度の周知、加入促進を進めることができた。</p>   | <p>介護保険制度については、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう地域密着型サービスの促進や、介護サービスの適正化の推進に取り組んでいく。</p> <p>国民健康保険制度については、診療報酬明細書の点検やジェネリック医薬品の使用促進、データヘルス計画に沿った市民の健康増進により医療費の削減を図るとともに、国民健康保険税の適正化や収納率の向上に取り組んでいく。なお、受診率が低迷している特定健康診査、特定保健指導は、多様な広報媒体の活用等により受診勧奨に努めていく。</p> <p>国民年金制度の周知・加入促進については、引き続き、広報紙の掲載、年金相談員による専門相談を行い、出前講座も含めた周知、加入促進に努めていく。</p> |
|      | 基本施策2 | 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実 |  |  |   |
|      |       | 施策11<br>保健・医療        | だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、健康づくりへの自主的な取組みを促します。また、必要なときには質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。                 | <p>市の健康増進計画である「健康はむら21」に基づき、乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じた健康づくりを推進してきた。</p> <p>具体的には、生活習慣病をはじめとする疾病を予防し、市民一人ひとりが健康で暮らしていくために乳幼児期から高齢期まで幅広く健診(検診)等を実施した。その結果、がんの早期発見、治療につなげるためのがん検診受診率は目標値 17.20%を達成しているが、より一層受診率を向上する必要がある。</p> <p>また、健康づくり推進員や関係団体と協働して、「はむら健康の日」や「健康フェア」などを実施し、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図ったが、はむら健康の日及び健康フェアの参加人数は、平成24～26年度は目標値 5,300人を上回ったが、27～28年度は天候の影響もあり約4,500人程度に減少した。</p> <p>生活習慣病を予防し健康増進を図ることを目的とした30歳・35歳健康診査を実施しているが、受診率が低いことから一層の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>3～4か月児健診の受診率は、ほぼ横ばいで推移しており目標値を達成していない。平成28年度からは、妊婦健康診査及び新生児訪問指導を充実し、妊娠中から産後における健康診査や訪問指導による母体の心身の健康管理や子どもの健やかな発育を支援することができた。</p> <p>平日夜間急患センターの利用者数は、減少傾向にあり平成28年度は575人であった。これは、福生病院で夜間小児科を週2日行っていることや、青梅市で平日夜間の診療を行っているなど、近隣での医療体制の変化が影響していると考えられる。</p> | <p>今後も乳幼児期から高齢期まで幅広く健診(検診)等を実施し、さまざまな手法を取り入れ、受診率の向上に努める。また、健康づくり推進員や関係団体と協働して引き続き、「はむら健康の日」、「健康フェア」を実施する。これらの取組みを通して、健康づくりの必要性について広く普及啓発するとともに、市民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援していく。</p> <p>また、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、母体の健康管理や子どもの健やかな成長を支援していく。</p> <p>地域の医療提供体制については、公立福生病院への財政的支援や運営面での改善要望を行い、広域的な医療連携の推進と医療サービスの質の向上を図っていく。</p>                          |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標                 | 基本施策                    | 施策   | 基本方針  | 施策評価  |                   |
|----------------------|-------------------------|--|---|---|-------------------|
|                      |                         |  |   | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等) |
| 基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち |                         |  |   |   |                   |
|                      | 基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現 |  |   |   |                   |
|                      | 施策12<br>市民活動            | 町内会・自治会、ボランティア・サークルなどの市民活動団体、NPO法人などの自立した活動や相互の連携を支援し、ふれあいや助けあいが日常的に行われる活気ある地域社会をつくっていきます。 | <p>地域コミュニティの振興では、町内会・自治会の自主的な活動の充実のための支援として、町内会・自治会への助成を行うことで、町内会連合会、各町内会・自治会の活動の財源的支援の一助となり、様々な事業や行事を行うことができ、地域社会の活性化につながった。</p> <p>価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより年々町内会・自治会への加入率が低下している状況の中で、申込ハガキ付パンフレットの作成やPTA連合会と共同で開催した新しい加入促進企画(ご近所子どもまつり)など、加入者促進のための支援を行ったが、目標とする加入率50%は達成できていない。また、集会施設・学習等供用施設の利用率も60%前半で推移しており、利用増に取り組み施設を有効活用していく必要がある。</p> <p>市民活動の促進では、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、市民活動団体やNPO法人の新規設立や活動の支援を行った。市民活動団体数は会員の高齢化、減少、活動場所、資金など様々な課題により登録数が減少しているが、市民活動団体の特性を生かし行政と協働して地域の課題を解決する市民提案型協働事業の導入などにより、平成28年度は市民活動団体の協働事業が80件実施されており、市民活動の促進が図られた。</p> <p>連携協議会の設置については市内で活動している市民活動団体・NPO法人・ボランティア団体などの方々と協議会設置について意見交換を行ったが、引き続き調整が必要なことから設置には至らなかった。</p> <p>また、市民活動基本計画については、平成28年度内の策定に向けて、策定委員会、策定部会、懇談会により検討してきたが、更に検討する必要性が生じたため策定が遅れている。</p>  | <p>地域コミュニティの活性化に向けて、引き続き、市民にとって最も身近な団体であり地域の核として重要な役割を担っている町内会・自治会活動への支援や加入率向上に向けた取組みを支援していく。</p> <p>市民活動の促進においては、市民活動を更に活性化していくために、市民活動団体やNPO法人の設立に向けた支援を継続するとともに、各団体が抱える課題解決に向けた施策の基本となる市民活動基本計画の策定や、連携協議会の設置を進める。</p>  |                   |
|                      | 施策13<br>共生社会            | 多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍などに関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会を目指します。                              | <p>人権パネル展や人権に関するメッセージ等のコンテストなどの各種啓発活動を通じて、幅広い世代に対し、人権についての関心や理解を深められた。また、全小・中学校において人権教育担当者を中心として、人権教育全体計画・年間指導計画に沿って人権教育が推進された。</p> <p>男女共同参画の推進については、平成29年2月に平成29年度～平成33年度を計画期間とする「第4次羽村市男女共同参画基本計画」を策定した。審議会等への女性の参画比率はほぼ横ばいで推移しており、目標値40%を下回っているが、計画に掲げる6つの基本目標に沿って、さまざまな事業を実施し、男女共同参画に関する意識啓発に努めてきた。</p> <p>世界平和思想の趣旨普及については、戦争体験者が少なくなる中、平和の企画展、平和啓発施設見学会など、平和思想の趣旨普及に努めることができた。特に平成28年度の平和の企画展は、一人でも多くの方に平和思想を普及・啓発したいという趣旨から、夏期間中に児童・生徒を含む多くの市民の皆様が利用される図書館を会場とし、開催期間を昨年度の7日間から10日間に延ばすなど、事業の改善を図った結果、来場者数は2,293人となり、昨年度の937人から大幅に増加することができた。</p> <p>多文化共生の講座は「世界の文化講座」や日本語ボランティア団体が行う外国人との交流事業の支援を行い、異文化にふれることで多文化共生の理解促進を図った。</p> <p>日本語指導等の支援はボランティア団体を実施する「日本語支援ボランティア入門講座」の後援を行い日本語支援ボランティアの養成を支援した。外国人市民への日本語ボランティア団体数は目標値6団体に達していないが、入門講座の参加者がボランティア活動に参加するなど、外国人市民への日本語ボランティア活動の充実が図られている。</p> | <p>人権についての関心や理解を深める機会となるよう、幅広い世代に対し啓発活動を継続して実施していくとともに、全小・中学校においては、今後も人権教育推進のための人権教育推進委員会を継続し、人権教育を推進していく。</p> <p>男女共同参画の推進については、第4次羽村市男女共同参画基本計画のスタートに合わせ、計画に掲げる事業に着実に取り組むとともに、市民、家庭、職場、地域社会へ男女共同参画意識を更に浸透させ、家事や育児への男性参加、仕事と生活の調和など、女性の社会進出を促進する環境づくりを推進していく。また、審議会等への女性の参画比率向上のための具体的な取組みを実施するとともに、企業や町内会・自治会などの各種団体にも男女共同参画の趣旨を普及して、女性の社会進出を促していく。</p> <p>世界平和思想の趣旨普及については、悲惨な戦争体験を風化させないよう、若い世代が平和の大切さを考え、自ら発信していく契機とすることを目的に事業を実施していく。</p> <p>多文化共生の推進においては、羽村市に外国人登録者数が多く今後も各種講座や交流事業を行い多文化共生への理解の促進や意識の醸成が必要である。また、日本語指導者の育成は不可欠であり今後も支援を継続していくとともに団体数の増加を図っていく。</p> |                   |
|                      | 施策14<br>防災              | 自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害に強いまちを創り、市民生活の安全と安心の確保に努めます。                                       | <p>防災訓練の参加者数は、目標値8,000人に達していないが、防災体制などについて施策に掲げた事務事業を実施し、防災力の強化を進めることができた。</p> <p>事業継続計画(BCP)については、見直し中の「東京都事業継続計画」や、関連計画等の内容や動向を調査研究し、平成29年度に策定することとした。</p> <p>また、防災マップはむら・洪水・土砂災害ハザードマップ等の修正については、市民への日頃からの防災意識の向上に繋げるべく、国等のガイドラインや法令等の内容を精査し、レイアウト等を工夫し、平成29年度に作成することとした。</p> <p>消防体制については、福生消防署と地元の消防団の連携を強化して、日ごろより防災予防活動を実施することができた。市内火災発生件数は減少しており、平成28年度は8件で目標値20件以下を大きく下回っている。</p> <p>一方、消防団員の確保については、羽村市消防団条例を改正し、市内に居住する者の他に、市内に勤務する者に加え、資格要件の見直しを図り、各分団員数は定数に達しているが、今後も団員確保が課題である。</p> <p>災害時医療救護体制では、関係部署・関係機関との連携を図り、関係機関との協定や避難所医療救護所の設置場所の決定などを行い、体制づくりに努めてきた。また、災害時に備えて、バルーン投光機等の備品を保健センターに配備した。</p> <p>震災発生時の被害減少を目的として、木造住宅の耐震診断補助を3件、耐震改修補助1件実施し、建築物の耐震化を推進した。</p>  | <p>防災訓練の実施や防災週間などの取組みを通して市民の防災意識の高揚と防災力の強化を図るとともに、医療救護体制の整備や災害医療に関する物品の備蓄など地域防災計画の具体化、防災マップはむらや洪水・土砂災害ハザードマップ等の修正、業務継続計画(地震編)の策定、震災時における帰宅困難者対策、避難生活の長期化、要配慮者対策(避難行動要支援者の避難支援)など、自助・共助・公助による防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりと、市民の安全、安心の確保に努めていく。</p> <p>消防団においては、消防団員の充足状況により、年齢制限の引き上げなどの団員資格要件の見直しを検討するとともに、広報活動等を実施し、団員の確保に努めていく。</p> <p>耐震化の促進の面では、建築物の耐震診断及び耐震改修補助制度の利用率を向上し、耐震化の促進を図る。</p>   |                   |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策                    | 施策           | 基本方針   | 施策評価   |   |
|------|-------------------------|--------------|--|--|---|
|      |                         |              |  | ①施策の評価   | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
|      |                         | 施策15<br>交通安全 | 交通安全施設の整備を進めるとともに、福生警察署などの関係機関と連携した交通安全対策を実施し、交通事故のないまちを目指します。           | 交通安全対策の一環として、市民からの情報提供及び、現地調査を実施し、道路反射の新設・改良及び、区画線の補修等を行い、交通安全施設の整備を実施した。<br>交通安全推進の取り組みの強化に向けて、福生警察署や交通安全推進委員会と協力・連携し、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動を行い、交通事故の防止に努め、市内における交通事故発生件数は平成28年度に増加したが、目標値 200件以下を達成することができた。<br>また、自転車運転のルール・マナーの向上のための講習会の開催については、小学生、中学生、高校生、一般市民など幅広い年齢層ごとの交通安全講習会などを開催したが、今後は主婦層や高齢者に特化した講習が必要である。   | 歩行者、自転車及び自動車の安全を確保するため、今後も道路の交通安全施設の整備や維持管理を図る。<br>交通安全対策については、交通事故のさらなる減少と重大事故の防止に向けて、関係機関などと連携し、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、市民が安心して自転車を利用できる自転車通行環境を整備する。<br>自転車対策については、子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象に、自転車運転ルールの周知やマナーの向上を図り、自転車事故の防止に努める。また、自転車の利用環境を改善し、環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するとともに、自転車駐車場の適正な管理手法について検討する。   |
|      |                         | 施策16<br>防犯   | 行政、市民、事業者及びNPO法人等が連携した防犯体制を充実し、犯罪のないまちを目指します。                            | 町内会・自治会、防犯協会、福生警察署との連携や、市民主体による団体と年末の1週間を防犯・交通安全・火災予防パトロール週間として実施するなど、行政、市民、事業者及びNPO法人等が連携した防犯体制を充実し、犯罪発生件数の減少につなげることができた。<br>ハード面では、市民等からの情報提供に基づき、夜間に現地調査を実施し、特に交通安全及び防犯上必要な箇所にLED照明灯を5基設置することで、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進した。<br>また、特殊詐欺対策として、高齢者が集まる会議やイベント等に率先して出向き、特殊詐欺の被害状況や手口などを説明するとともに、市内在住の65歳以上の高齢者世帯に対し、自動通話録音機を無償貸与することで、市内で発生する特殊詐欺被害件数の減少に努めた。平成28年度の市内における特殊詐欺発生件数は8件で目標値5件を上回った。   | 市民の防犯意識の高揚を図るため、市民の主体的な防犯活動に対する支援や、関係機関等と連携した取組みを推進するとともに、手口が多様化・巧妙化している特殊詐欺対策などを含め、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進する。<br>街路灯の計画的な点検・整備を行い、歩行者、自転車及び自動車の夜間通行の安全・安心な道路利用と犯罪発生への抑止を図る。  |
|      |                         | 施策17<br>基地対策 | 横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国及び米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供を行っていきます。 | 横田基地に起因する航空機騒音などの課題の解決に向けて、横田基地周辺自治体と連携して、市民の安全確保、航空機騒音等の軽減、米軍機の飛行高度測定の実施などについて、国や米軍に対して求めてきた。<br>横田基地においては、過去には米軍機による事故、米軍人等による不祥事などが発生しているほか、航空機による低空飛行に加え、頻りに人員降下訓練が実施されており、騒音などに伴う市民生活への影響が依然として存在していることから、横田基地に起因する諸問題の解決に向け、適時適切に対応していく必要がある。  | 横田基地の整理・縮小・返還に向け、市民生活の安全・安心を守ることや、国の交付金などの拡充について、国や米軍に対する要請等に取り組むほか、横田基地に関する迅速な情報提供と地元住民に対する説明を国や米軍に求めるとともに、市としても広報はむらや市公式サイトなどを活用した市民への情報提供に努めていく。   |
|      | 基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成 |              |  |  |   |
|      |                         | 施策18<br>工業   | 社会経済状況の変化に適応した企業経営の安定と強化、新たな創業を促進するための支援を行い、地域とともに発展する活力ある工業の振興を図ります。    | 市内における工業の活性化を図るため、企業活動支援員による経営相談、ビジネスマッチング、経営診断等の企業経営支援を実施した。<br>また、国の地方創生交付金を活用し、企業への融資制度、助成制度、専門家派遣制度等の支援事業を行い、企業経営の安定化および向上を促進することができた。<br>企業誘致については、平成27年度に改正した企業誘致促進制度の要件拡大により平成28年度1件、累計で11件を誘致することができた。<br>創業支援については、創業支援事業計画を策定し、5月に国の認定を受けた。創業支援コーディネーターによる個別支援や創業支援セミナー等、また創業支援補助金を創設し、創業を支援することができた。<br>雇用の創出については、ハローワーク等関係機関と連携し、就職支援セミナーや面接会を開催する等の雇用対策を実施し、雇用の促進を図ることができた。  | 工業の活性化策については、今後も事業を継続し、企業への個別訪問事業を通じて、支援制度などを周知し、企業の経営安定と基盤の強化を図っていく。<br>市内の中小企業に対する融資制度について、中小企業環境配慮事業資金融資制度を中小企業振興資金融資制度に統合するとともに、資格要件の緩和や助成額の増額などにより、手続きの簡素化と制度内容の充実を図る。   |
|      |                         | 施策19<br>商業   | 商店等の魅力を高めるための個別支援を行うとともに、にぎわいのある商業集積を進め、活気に満ちた地域商業の振興を図ります。              | 市内の小売吸引力指数が低下する中、商店等の経営向上を図るため、助成金の制度を活用したり、企業活動支援員の企業訪問により、企業の経営相談、経営支援の実施や、小規模事業者向けの国の支援施策の活用促進、中小企業診断士実習生による経営診断等も合わせて行うなど個人商店へのきめ細かな支援を行うことができた。<br>商店会への財政的支援については、商店会等の魅力を高めるため、羽村東口商店会・本町西口商店会、マミーショッピングセンター商店会へ財政的支援を行い、イベントを実施し商店会のにぎわいと活性化を図ることができた。<br>また、地方創生交付金を活用した羽村にぎわい商品券を発行し、市内の消費喚起を行い、活気に満ちた地域商業の振興を図ることができた。<br>大規模商業施設の出店に対しては、庁内検討委員会を実施し共通認識のもとに問題点などについて、検討事項をとりまとめ、事業者に対して市のまちづくりへの理解を求めるとともに、都市環境や自然環境など近隣の生活環境への影響の抑制していくための対応を講じるよう働きかけ、市内の良好な環境の維持に向けて取り組んだ。また、市内商店と大規模商業施設がともに発展し共存共栄していくため、個展の魅力を発信する取組みを行った。<br>なお、平成27年度に実施した市政世論調査における商業振興施策への満足度が前回調査より低下しており、今後、より効果的な商業振興施策に取り組む必要がある。 | 商店会をはじめ、市内商業の活性化を図るため、引き続き、各商店会イベントの実施や個別訪問事業等を行うことにより、商店等の魅力向上につながる活動支援を行っていく。<br>指標としている小売吸引力指数の調査は3年ごとのため今回は数値化していないが、今後も商店会事業や商業・観光振興事業の支援を強化することで、買い物客を外部から誘引する対策を講じていく。<br>大規模商業施設の出店については、今後の動向を確認し、情報を得ながら市内事業者と出店者との共存共栄を図るための検討を行っていく。<br>大規模商業施設の出店については、市民や市内事業者と出店者との共存共栄を図るとともに、市全体の産業力を高めるパートナーとして、街に賑わいと活力を創出していくための協議を継続していくとともに、道路や公園などの周辺都市施設整備や周辺住民の生活環境への影響について、引き続き働きかけ取り組んでいく。 |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策 | 施策           | 基本方針  | 施策評価   |   |
|------|------|--------------|---|--|---|
|      |      |              |   | ①施策の評価   | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
|      |      | 施策20<br>農業   | 農産物の市内販路の拡充や多面的な役割を担っている都市農地の保全を進め、地域とともに歩む都市農業の振興を図ります。                    | <p>農産物の販売促進については、夏から秋にかけて雨が多かったため、野菜の生育が悪く、集荷ができない状態が続き、農産物直売所での販売点数は減少(前年度比の0.1%減)した。農産物直売所は安定した来客があり販売も好調だが、出荷数に限界があるため、売上目標(120百万円)には至っていないが、生産と販売のバランスが取れていると評価している。</p> <p>平成28年度の学校給食における地元農作物の利用割合は22.64%で僅かに目標に達していないが、学校給食食材の契約栽培については農業後継者クラブにおいて、引き続き契約を締結し、契約栽培品目が4品目から5品目へ増え、地産地消の推進を図るとともに、児童生徒への新鮮な野菜の提供により食育の面でも有意義な事業となった。</p> <p>農業団体に対する活動支援では、農業者団体が行う研修や環境保全への取組み等に対して補助金を交付し、活動支援を行った。</p> <p>また、新たに自然環境の保全に資する農業の生産方式(化学肥料、化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減する取組みなど)を行う農業者団体に対しても補助金を交付し、活動支援することにより、市民へ新鮮で安全・安心な農産物の提供、農産物の安定的な供給や新たな品目の出荷による農産物直売所の活性化、販路の拡大、環境保全型農業の推進等、都市農業の推進が図られた。</p> <p>援農ボランティア制度の運用においては、援農ボランティアの活動により農業者の支援が図れたとともに、援農ボランティアにおいては、農業者からの農業技術の習得、健康増進、高齢化社会における余暇の活用の充実などが図れるなど、双方に有意義であり登録者数は目標値を上回る95人となった。</p> <p>農業体験農園は入園希望者も多いため新たな体験農園の開設に向けて調整を進めていますが、相続など税制面での影響により新たな設置には至っていない。</p> | <p>産業振興計画の推進では、平成28年度は計画に沿って事業の実施や運行管理を行う事ができた。引き続き、計画の数値化や、商業や農業等における連携の必要性について、羽村市産業振興計画推進委員会、羽村市地域産業振興懇談会から意見をいただき、今後の計画の推進を図っていく。</p> <p>農産物の販売促進の面では、相続による農地の減少並びに農業者の減少により、農産物直売所の出荷量・来客者数は減少傾向にある。平成28年度は夏から秋にかけて天候不順による野菜の値段の高騰により、売り上げは前年度を少し上回り現状を維持することができたが、出荷量と来客者数が減少にあることが課題に挙げられる。意欲のある農業者の支援として、農産物直売所の存在は不可欠であるため、今後も引き続き農業経営者の経営向上を支援し、安全・安心な地産農産物を消費者へ提供していくことを推進していく。また、学校給食の契約栽培は地産地消に貢献しており、更に農業経営においても一度に多くの量を取ることができるメリットもあるため契約品目や納品量の増加を目指し、農業者と調整を図っていく。なお、アグリフェスタについては実行委員会組織について、市側の関わりや役割分担を明確化したうえで実施していく。</p> <p>都市農業を振興していくうえで必要な研修や環境保全への取組みなど、安定的な農業経営が行われるよう引き続き農業関係団体に対する支援を行っていく。また、意欲のある農業者への支援として創設した「認定農業者制度」の普及と円滑な運用に努めていく。</p> <p>農業者の高齢化や担い手不足により、援農ボランティアは欠かせない存在となっている。また、その一方で援農ボランティアとして技術を習得しながら活動すること、健康的な生活の促進等、農業に携わりたい市民(ボランティア)も多くいる。援農ボランティア制度は、農家、ボランティアの双方にとって有意義な事業であることから、今後も引き続き広報紙や公式サイトでも周知を行い、援農ボランティア制度の運用推進に努めていく。</p> |
|      |      | 施策21<br>消費生活 | だれもが、日常の生活を安心して送れるよう、消費者の自立を促進し、消費生活上のトラブルを解消するとともに、消費者が買い物しやすい環境づくりを支援します。 | <p>消費者展、消費生活講座などの事業を実施し、消費者の自立に向けた支援を行った。消費生活講座は開催方法を工夫し東京都との共催講座を実施したことにより参加者が171人と大幅に増加した。</p> <p>「消費生活センターだより」をフルカラー印刷に変更し、市民に優しく見やすい紙面にし、消費生活情報の提供推進を図った。</p> <p>相談業務の目標設定については、相談件数が多いことが良いことではなく、消費者被害がないことが理想である。目標値である「消費生活相談の救済金額比率」については、救済件数を年間相談件数で除して割合を計算しているが、複雑かつ多岐にわたる様々な相談が増加し、目標値を達成するのが困難な状況にある。</p> <p>高齢者が集まる会議やイベント等に率先して出向き、特殊詐欺の被害状況や手口などを説明するとともに、市内在住の65歳以上の高齢者世帯に対し、自動通話録音機を無償貸与することで、市内で発生する特殊詐欺被害件数の減少につなげたが、市内における平成28年度の特許詐欺発生件数は8件で、目標の5件以下にはならなかった。</p> <p>買い物の利便性の面では、「便利になったと感じる高齢者の割合に関する調査」は平成25年度以降実施されていないが、商工会が主体となり運営している市内商店の共同注文・配達システム「はむら e-市場」は、利便性向上により、利用者数、利用回数、利用金額が増加しており、高齢者等の買い物の利便性は向上している。</p>   | <p>消費者の自立に向けて、引き続き、市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、各種事業の改善を図り参加者の増加に努めていく。</p> <p>消費生活相談については、社会の変化に対応し相談事業の充実に努めるとともに、関係部署や関係機関と連携した啓発活動を実施し、特に被害にあいやすい高齢者世帯などの被害防止を推進する。</p> <p>「はむら e-市場」などへの支援を通じて、消費環境の充実を図っていく。</p>  |
|      |      | 施策22<br>観光   | 自然・歴史・文化などの観光資源の活用と、一年を通してまちの魅力を発信する取組みを進め、地域がにぎわう観光の振興を図ります。               | <p>市では、はむら花と水のまつり、はむら夏まつり、はむらイルミネーション等の各種イベントや、多摩川、羽村の堰などの自然、歴史景観、レジャー施設としての動物公園などを活用し、観光事業を進めることができた。平成24年4月にスタートした第五次羽村市長期総合計画において、各種のイベント等の来場者数の推移は、指標である動物公園はほぼ横ばいであるが、夏まつりなどのイベント事業においては、年々増加の傾向にある。</p> <p>また、「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」に沿って、羽村市の認知度の向上を図り、未就学児を育てる20代・30代の共働きの世帯の定住人口の増加につなげていくため、羽村市に暮らす魅力を発信する取組として、ブランドの構築や公式PRサイトの公開、ブランドBOOKの制作などに取組むとともに、羽村市のシティプロモーションの方向性と手法をまとめた「羽村市シティプロモーション基本方針」を策定した。</p>  | <p>今後も、イベント事業の取組みについては、情報配信に取り組み、市を挙げてシティプロモーションを推進していく。また、新たな観光資源の発掘にも力を入れ、観光のPR方法についても、先進自治体の取組みを研究しながら有効な手法を取り入れていく。</p> <p>また、市民に羽村市での子育てのしやすさ、暮らしやすさを再認識していただき転出抑制につなげるとともに、市外在住者に羽村市での暮らしの魅力を認知していただき転入促進につなげていくため、「羽村市シティプロモーション基本方針」に沿って市民や事業者等と協働し、羽村市の魅力発信に取り組み、ブランドイメージである「子育てしやすいまち」を浸透させていく。</p> <p>※指標である総入込観光客数については、西多摩地域広域行政圏協議会で実施する「西多摩地域観光入込客調査」の数値を用いており、この調査は5年に1度実施しているため、次回は平成29年度を予定している。</p>  |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標                     | 基本施策 | 施策            | 基本方針  | 施策評価  |   |
|--------------------------|------|---------------|---|---|---|
|                          |      |               |   | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
| 基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち |      |               |   |   |   |
| 基本施策1 未来につなぐ環境都市の実現      |      |               |   |   |   |
|                          |      | 施策23<br>自然環境  | 水や緑あふれる貴重な自然を保全し、美しい羽村の自然環境を将来の世代に継承していきます。                 | <p>市民ボランティアと協働した樹林地等の緑地保全活動、みどりの創出推進事業や緑の重要性に対する市民意識の高揚を図るための緑の環境教室の実施などを通じて、緑の保全・創出を進めてきた。</p> <p>その結果、緑地管理ボランティア団体への登録者数は、130人と目標値を超えている。</p> <p>また、多摩川の水質調査や水生生物調査などの監視活動に取り組み、水環境の保全と生物多様性の確保に取り組んだ。</p> <p>緑の環境教室は、開催時期の変更など内容の見直しを図ったことで9歳から75歳までと幅広い年齢層の方の参加が得られたが、引き続き、参加者増に取り組んでいく必要がある。</p>   | <p>今後も、既存の緑の保全および屋上や駐車場などへの新たな緑の創出を図るとともに、多摩川の水質調査や水生生物調査等の監視活動や、自然環境に関する学習の充実に取り組み、貴重な自然環境を次世代に継承していく。</p>   |
|                          |      | 施策24<br>都市環境  | 市民・事業者・行政が協働し、市民が健康で安全かつ快適に暮らせる都市環境を、将来の世代に継承していきます。        | <p>地球温暖化は、各地で異常気象等を引き起こすことから、対策を講じなければならない世界共通の課題である。市では、地球温暖化対策推進協議会エコネットはむらの事務局運営を担い市民・事業者・行政が協働して市域から排出される温室効果ガスの削減を図る環境施策に取り組んでいるが、指標1のとおりH26年度実績(平成28年度公表値)では、市域の二酸化炭素排出量は今年度は減少しているが、目標からはかけ離れている。そこで、市では地球温暖化対策統合実行計画を運用してエネルギー使用量の削減等に努めるとともに、AZEMSプロジェクト、公共施設の改修工事等による設備の効率化や街路灯のLED化を図ることで、省エネルギー化対策を推進した。</p> <p>環境の保全事業については、ダイオキシン類等の実地調査を行い市内環境の把握に努めたほか、飼い主のいない猫の繁殖等については、ボランティア団体との協働事業として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成制度を運用し、繁殖の防止に努めた。</p> <p>環境に関する啓発活動は、環境フェスティバルの実施、再生可能エネルギー(太陽光発電等の設置)への助成などを行い、市民へ環境意識の高揚を図った。環境ファミリー認定制度については、市がISO運用時から実施しているものであるが、現在では、民間においても同種のツールが用いられており、普及段階を終え、事業計画上の目的を達成した。今後は、第五次長期総合計画後期及び環境とみどりの基本計画に基づく、市域の再エネ利用、省エネ化、エネルギー管理システムなどの、市民の生活の質を向上させつつ、効果の高い施策を推進していく。</p> <p>公共施設等の省エネルギー化では、避難所となる小中学校体育館の非構造部材対策を実施するとともに、太陽光発電システムを設置し、避難施設としての機能強化を図るとともに、街路灯のLED化や庁用自動車の電気自動車への更新を行い、省エネルギー化対策を推進した。</p> | <p>今後も地球温暖化防止のため、市民・事業者・行政が協働して市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいく。市では地球温暖化統合対策実行計画を確実に運用してエネルギー使用量の削減と公共施設における省エネルギー化対策を進めていく。</p> <p>環境の保全事業についても、事業を継続し、大気汚染の防止など、良好な環境を維持・保全し、市民が健康で安全かつ快適に暮らせるまちづくりを推進していく。</p> <p>環境に関する啓発・事業活動は、将来の世代に継承していかなければならない大切なことであるため、今後も事業を継続し、環境配慮への意識高揚を図っていく。</p> <p>地球温暖化統合対策実行計画に基づき、エネルギー使用量の削減と公共施設における、省エネルギー化対策を進めていく。</p> <p>都市環境保全の面では、引き続き、公害防止に関する調査を実施し市域の状況把握に努めるとともに、犬・猫等の適正な飼育に関しては、ボランティア団体など多様な主体と連携、協働し、都市環境における生物との共生を推進する。</p> |
|                          |      | 施策25<br>循環型社会 | 3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の推進により、地球にやさしい循環型社会を築きます。 | <p>ごみの減量と資源化を図るため、燃やせるごみ分別強化月間として啓発するとともに、生ごみ堆肥化講習会を実施し、生ごみの減量を推進するための取り組みを実施した。また、使用済み小型家電の拠点回収ボックスの増設、並びに使用済みインクカートリッジの拠点回収を試行的に開始し、資源化に向けた取り組みを、より一層推進した。</p> <p>その結果、市民一人当たりのごみ量は、目標値 230kgは達成していないが年々減少し平成28年度は 244kgとなった。</p> <p>また、羽村市が収集したごみの総資源化率は36%~37%台で推移しており目標値42%に至っていないが、市民のリサイクル意識・ごみ減量意識の普及にとともに、市が収集する以外に地域での資源回収など民間による資源化が進んだものと捉えている。</p> <p>最終処分場埋立量については、処理施設の機能などから従来は埋立処分していた不燃残渣を、資源化する処理方法に変更することで埋立量の減量を図り、最終処分場への埋立搬入量はゼロとなった。</p> <p>ポイ捨て等防止対策については、市民や事業者などとの協働によるパトロールやキャンペーンの実施により、駅周辺でのポイ捨ては減少した。</p>  | <p>循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政の三者が協働して「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を意識して実践していく必要があり、排出抑制、再使用、再生利用の意識啓発等に継続的に取り組むとともに、適切な処分をするための施設維持、並びに廃棄物の資源化への技術革新を踏まえた分別方法及び処理方法の検討等を行っていく。</p> <p>また、引き続き、市民や事業者と協働したパトロールや啓発活動を行い、ごみの不法投棄やポイ捨て防止に取り組んでいく。</p>   |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策  | 施策                 | 基本方針   | 施策評価  |  |
|------|-------|--------------------|--|---|--|
|      |       |                    |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)  |
|      | 基本施策2 | 自然と調和した安全で快適な都市の形成 |  |   |  |
|      |       | 施策26<br>土地利用       | 計画的な土地利用の推進と、地区の特性にあった土地利用を誘導し、自然環境と都市環境が調和した良好なまちなみの形成を図ります。  | 羽村駅西口地区及び栄町三丁目西部地区の用途地域の変更と地区計画制度の導入については、計画通り進めることができ、地区計画導入面積は、羽村駅西口地区を平成28年度中に都市計画決定をすることができたことから、目標値 172haを達成することができた。<br>宅地開発指導については、平成27年度に見直しを行った指導要綱に基づき開発指導を行い、良好な住宅環境の創出を進めた。<br>生産緑地の保全については、平成28年度も追加指定の申し込みの受付を実施して緑地の保全を図り、適切な都市環境の保全に努めた。<br>統合型GIS整備計画については、今後の導入に向けた調整を行ったが、ネットワークの強靱化の対応など新たな課題が生じた。  | 変更した用途地域及び導入した地区計画に基づき、土地利用を誘導し、地区の特性を生かした計画的な土地利用を推進することで、良好なまちなみの形成を図っていく。<br>生産緑地については、平成34年には、多くの生産緑地が指定から30年を経過し、生産緑地の買い取り申請が可能となることから、所有者の意向把握に努め、生産緑地の保全のための方策を検討していく必要がある。<br>統合型GISについては、統合に参加する各課のニーズと導入後の効果の検証や、統合型が必要かどうかも含め、課題を整理し、関係各課による調整を図っていく。   |
|      |       | 施策27<br>都市基盤整備     | 羽村駅西口土地区画整理事業を推進し、快適で潤いのある良好な居住環境の創出と市の玄関口にふさわしい駅前活性化を図ります。また、市街化調整区域である羽字武蔵野等地区について、都市機能の向上と地区内の都市計画施設の充実を図ります。 | 羽村駅西口土地区画整理事業は、既成市街地の再編整備事業であり、安心、安全で環境に配慮した総合的なまちづくりである。<br>本地区では、平成27年度から移転実施計画を基に本格的なハード整備に着手し、建物等の移転に向けた、個別の説明や協議を行い、関係権利者等の協力のもと、計画的かつ効率的に建物等の移転を進めた。<br>また、道路築造工事等については、関係機関との調整や工事範囲を捉えた関係住民への丁寧な説明に努めながら、整備を図っており、事業進捗率は、事業費ベースで10%となっている(指標1)。<br>事業期間及び資金計画の見直しについては、現在、移転実施計画及び移転・工事実績等を踏まえ、作業を進めている。<br>富士見霊園については、平成25年度に区画墓地 310区画等の整備により、墓地面積 6,964㎡を確保した。   | 羽村駅西口土地区画整理事業については、事業計画及び移転実施計画を踏まえ、引き続き権利者への個別説明や協議、工事範囲を捉えた関係住民への丁寧な説明に努め、理解と協力を得て事業の推進を図る。<br>道路築造工事等においては、関係機関との調整を行いつつ、計画的かつ着実な事業の執行により、利便性が高く賑わいのある駅前周辺の商業地や、快適で潤いのある良好な居住環境の創出を目指すとともに、事業期間及び資金計画の見直しに向けて、国・東京都との協議を適時に進めていく。<br>また、基幹事業である土地区画整理事業の進捗にあわせて、引き続き、羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画に掲げる事業を推進していく。<br>市街化調整区域である羽字武蔵野等地区の基盤整備と有効活用については、地区の大部分が砂利採取跡地であることなど、さまざまな課題があることから、引き続き検討していく。  |
|      |       | 施策28<br>公共交通       | 市民生活の利便性を向上し、だれもが安全で自由に行動できる公共交通の充実を図ります。  | だれもが安全で自由に行動できるためには、鉄道などの公共交通網の充実が必要であることから、中央線、青梅線および五日市線などの輸送力増強の改善に向け、西多摩地域広域行政圏協議会、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会を通じて、東日本旅客鉄道株式会社への要請活動を行った。また、多摩都市モノレールについても、市にとって重要な役割を果たす都市計画事業であることから、多摩都市モノレール株式会社に対して、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて要請活動を行い、広域交通網の充実に向け取り組んだ。<br>コミュニティバスはむらんについては、運行目的である「交通不便地域の解消」「運転免許を持たない高齢者等の移動手段の確保」などに向けて事業を展開した結果、はむらん利用者に対して利用しやすい環境を整備し、利便性の向上を図ることができた。平成28年度のはむらん年間乗車人数は目標値 130,000人を大幅に超える 186,918人を達成した。  | 鉄道、モノレール等、広域交通網については、構成自治体で連携して、引き続き輸送力増強と利便性の向上を図るため関係機関に対する要望活動に取り組んでいく。<br>コミュニティバスはむらんについては、運営推進懇談会の意見を伺いながら、更なる効率性・利便性の向上に向けて取り組んでいく。   |
|      |       | 施策29<br>道路         | だれもが安全で快適に利用できるよう道路機能の充実や適正な維持管理を図ります。   | 道路の維持管理は、「道路維持保全計画」に基づき舗装の補修を行い、安全で快適に利用できる道路機能の保全を図るとともに、今後の道路舗装の修繕計画である「道路舗装修繕実施プログラム」を策定し、快適な道路環境の整備を進めた。<br>橋梁の耐震化については、羽村堰下橋及び堂橋の耐震補強等工事を実施し、橋梁の安全・安心を確保した。<br>セツバックの促進と隅切り整備については、「狭あい道路等整備方針」に基づき地権者の協力を得られた箇所について整備を行った。また、市道第5013号線の拡幅及び隅切りの設置を実施し、狭あい道路の解消を図った。<br>重点整備地区内のバリアフリー整備については、順次整備していくための優先順位づけが必要となるが、絶えず変化する社会情勢や周辺環境に応じて見直しを要するため、整備が進んでいない。<br>羽村駅自由通路の拡幅等整備については、「青梅線羽村駅自由通路拡幅の施行に関する協定」及び「青梅線羽村駅自由通路拡幅に関する店舗支障移転の施工協定」に基づき、平成28年度においては、移転が必要となる自由通路内店舗の移転先の築物の基礎及び鉄骨躯体を完了した。 | 道路の維持管理は、平成28年度に策定した「道路舗装修繕実施プログラム」に基づき、計画的に道路の維持補修を実施していく。<br>橋梁の耐震化については、引き続き「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施し、橋梁の安全・安心を確保する。<br>狭あい道路については、「狭あい道路等整備方針」に基づき、セツバックを促進するとともに、交差点の隅切り整備など拡幅事業を実施し、狭あいな道路の解消に努めていく。<br>また、道路のバリアフリー化や自転車走行環境の整備などに取り組み、快適な道路環境の整備を図っていく。<br>羽村駅自由通路の拡幅等整備については、店舗移転が平成29年9月頃完了する予定で施工を行っており、その後、10月より自由通路の拡幅整備に着手する予定の為、だれでも安全・快適・便利に通路を利用できるよう、関係部署との調整を図り、自由通路の早期完成を目指していく。 |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策 | 施策          | 基本方針   | 施策評価  |   |
|------|------|-------------|--|---|---|
|      |      |             |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
|      |      | 施策30<br>公園  | 地域から親しまれる公園づくりを進めるとともに、だれもが安心して利用しやすい公園の維持管理に努めます。                             | 「公園等施設維持保全計画」に基づき、あさひ公園トイレ屋根の改修、武蔵野公園、ペリカン児童公園、くすのき児童公園の既設トイレを和便器から洋便器に取替えを実施するなど、公園施設の維持補修及び公園機能の充実を図り、地域から親しまれる公園づくりを推進した。<br>また、職員による施設や樹木等の点検のほか、公園ボランティアや地域による管理、清掃活動などを通じて、公園の維持管理を実施した。<br>公園ボランティアの人数は、目標値 2,500人には達していないが増加している。また、ボランティア団体との意見交換や活動内容の打合せを通じて、活動の支援を行った。  | 地域から親しまれる公園としていつまでも快適に利用してもらえるよう、「公園等施設維持保全計画」に基づき、計画的な修繕、遊具の安全管理、及び樹木等の維持管理を実施していく。<br>公園ボランティアとの意見交換や活動の支援を実施することで、市民との協働による公園の維持管理を効果的・有効的に実施していく。   |
|      |      | 施策31<br>住宅  | 良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。また、少子高齢化の進展や市民ニーズに対応した住宅支援施策を推進します。           | 市営住宅の入居者や入居希望者は、年々高齢化が進んできていることから、バリアフリー対策を講じる必要があり、空き家補修の都度実施し、67.9%が実施済となった。(指標1)。また、事前に把握している各戸の浴槽及び給湯器の現状(使用年数、不具合発生等)により、優先順位の高い2戸について機器の更新を実施し、居住者の安全性及び快適性の向上を図ることができた(指標2)。市営住宅のバリアフリー化は入居状況に応じて、入居者の退去から次の入居までの間を捉えて実施しているため、バリアフリー化率は目標値に達していないが、年々向上している。<br>また、震災発生時の被害減少を目的として、木造住宅の耐震診断補助を3件、耐震改修補助1件実施し、建築物の耐震化を推進した。<br>住宅支援事業として、木造住宅耐震化促進事業、住宅資金融資事業、住宅なんでも相談事業を実施しているが、住宅資金融資事業については利用者が少なく、市民ニーズに対応した事業内容の見直しが必要になっている。 | 市営住宅については、高齢化世帯のバリアフリー化されていない住戸については手すり等の設置を進めていき、同時に単身者や二世帯など世帯構成に合った住戸へ住替えや入居ができるように入居要件の見直しを検討していく。<br>また、建築物の耐震診断及び耐震改修補助制度の利用率を向上し、耐震化の促進を図る必要がある。<br>住宅支援施策については、引き続き、木造住宅耐震化促進事業、住宅資金融資事業、住宅なんでも相談事業に取り組んでいくとともに、新たな支援制度の検討を行う。合わせて、住宅資金融資事業については、廃止も含めて見直しを検討していく。  |
|      |      | 施策32<br>上水道 | 安全でおいしい水を安定供給できるよう、水道施設の適切な維持管理及び水質管理に万全を期すとともに、事業の健全経営に努めます。                  | 水道管路の耐震化については、水道ビジョンに基づき配水管の耐震化を進めたことにより、管路の耐震適合率が平成22年度から5.0ポイント上昇し、平成28年度末で20.4%となったが、また、法定耐用年数を経過し老朽化している配水管や耐震性能が低い硬質塩化ビニール管等が市内全域に布設されており、今後も計画的に配水管の耐震化を進めていく必要がある。<br>水道料金の徴収業務については、委託先事業者と毎月1回の定例会等で目標の達成状況の報告や問題案件の確認及び事業の進捗状況等の報告や調整を行い、また、収納率向上のための手法等の見直しを行うことで、目標値の99.30%を上回る99.37%の料金収納率を達成することができた。   | 水道管路の耐震化については、長計の実施計画の重点事業として、平成28年度において策定した「水道ビジョン後期計画」及び「水道管路耐震化更新計画」に基づき、重要給水施設管路を中心に継続して着実に進めていく必要がある。なお、工事の実施するにあたり、他部署との連携を図っていく。<br>水道料金の徴収業務については、委託業者のノウハウを活用することで、比較的高い料金収納率を維持しており、平成29年度以降も徴収業務を民間委託することとしている。今後も、水道事業の円滑な運営のために、上下水道業務課と委託事業者間で定期的な打合せに加え、適宜、課題解決のための打合わせ等を実施し、情報を共有しながら徴収業務を進めていく必要がある。 |
|      |      | 施策33<br>下水道 | 安全で安心な住みよいまちづくりと良好な水環境を守るため、公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を行うとともに、安定した下水道事業経営と雨水対策に努めます。 | 下水道総合計画に基づく下水道施設の長寿命化事業に取り組み、マンホール蓋の更新など、下水道の適切な維持管理に努めることにより、汚水管の長寿命化実施総延長は目標値を超える 10.3kmとなった。<br>また、地域防災計画に基づき実施している災害時仮設トイレ用汚水樹の設置については、実施計画どおり平成28年度からは、災害時福祉避難所へ設置することとなり、平成28年度は羽村市福祉センターへの設置が完了し、地震等災害時の福祉避難所としての機能の充実を図ることができた。<br>雨水対策については、下水道総合計画に基づき、局地的な豪雨などを想定した雨水管きよを整備し、浸水被害の解消に向けた対策を行い、雨水管きよの整備割合は僅かに目標値に達しないものの順調に進捗している。また、市民への治水対策として、住宅及び集合住宅を所有する方を対象に雨水浸透樹等を設置するための助成事業を行い、雨水対策の普及、促進に努めることができた。                    | 今後も、安全で安心な住みよいまちづくりと良好な水環境を守るため、公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を行うとともに、安定した下水道事業経営と雨水対策に努めていく。<br>また、下水道事業の経営基盤の強化及び安定化を図るため、公営企業会計の移行に向けた取組みを進めていく。   |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標  | 基本施策         | 施策           | 基本方針   | 施策評価  |   |
|-------|--------------|--------------|--|---|---|
|       |              |              |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)   |
| 基本目標5 | 基本構想を推進するために |              |  |   |   |
|       | 基本施策1        | 行財政運営の充実     |  |   |   |
|       |              | 施策34<br>行政運営 | <p>市民と行政が、それぞれの役割を担い、ともに課題解決に取り組んでいくため、わかりやすい行政情報の提供と行政への市民参画を推進します。また、広域連携による行政運営を推進していきます。</p> | <p>施策34 行政運営においては、市民と行政が連携したまちづくり、多様な媒体を活用した「伝わる広報」の充実と市民ニーズを的確にとらえる広聴活動、広域連携や多様な主体との連携、社会保障・税番号制度など新たな行政需要への対応に取り組んできた。</p> <p>具体的には、公共施設等総合管理計画の推進では、今後具体的に対応していくための公共施設の適切なあり方について学識経験者及び市民による懇談会により検討した。</p> <p>長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画の推進については、計画に沿って、羽村市の認知度の向上を図り、未就学児を育てる20代・30代の共働き世帯の定住人口の増加につなげていくため、羽村市に暮らす魅力を発信する取組みとして、ブランドの構築や公式PRサイトの公開、ブランドBOOKの制作などに取り組むとともに、羽村市のシティプロモーションの方向性と手法をまとめた「羽村市シティプロモーション基本方針」を策定した。</p> <p>社会保障・税番号制度の推進では、特定個人情報保護評価の見直し、平成29年7月から開始が予定されている地方公共団体等との情報連携に向けた総合運用テスト、個人番号通知カード受け取りの勧奨通知、マイナンバーカード受け取りの勧奨通知を実施した。今後は、マイナンバーカードの普及推進、平成29年7月からの情報連携に向けた総合運用テストを引き続き行う必要がある。</p> <p>また、市公式サイト内への社会保障・税番号制度のページの作成や広報はむらへの掲載(マイナンバーニュースの掲載)などにより広報活動に努めたほか、要望があった町内会等へは出前講座を実施し市民ニーズにあった広報活動を行うことができた。</p> <p>羽村市史の編さんについては、羽村市史編さん部会による調査活動を行い、各分野での聞き取り調査等において、直接、市民から話を伺う機会を設けることができた。また、調査過程で得られた成果等について、羽村市史関連講座を実施して、市民に還元することができた。さらに、羽村市史編さんだよりを4回発行し、市史編さん事業を広く市民に周知することができた。</p> <p>広域連携や多様な主体との連携の面では、各種審議会委員等の市民公募や、直接、市民から話を伺う機会を設けるなど、市民と行政がそれぞれの役割を担い共に課題解決に取り組んでいく市民参画に努めてきた。しかし、5年毎に実施している、市政世論調査における「市民参画への満足度」が前回より7%減少し、また審議会などの市民公募の割合は、審議会の新設・廃止などにより、審議会数や委員の増減による影響を受けるところではあるが、指標2とのおり2.0%の減となっていることから、今後も更なる市民参画を推進していく必要がある。</p> <p>行政の枠を越えた課題の解決や自治体間の行政サービスの相互利用などの広域行政については、山梨県北杜市等との災害時相互応援、杏林大学との連携事業などを行い、広域行政の推進を図ることができた。</p> <p>受付窓口サービスの充実では、窓口受付機での受付、自動交付機による住民票の写し等の交付について、継続的に運用を図り、特に自動交付機による交付数は前年度を上回る実績を上げることができた。また、コンビニ交付システム構築委託の契約を締結してコンビニ交付サービスの導入に向けた作業を開始した。マイナンバーカードの交付数についても、目標値を達成することができた。</p> <p>このほか、市政情報の提供については、市公式サイトや広報紙による広報活動のほかSNS(ツイッター)を積極的に活用し情報を発信した。市公式サイトトップページのアクセス件数、メール配信サービス登録数が減少する一方で、ツイッターのフォロワー数は増加している。携帯端末の普及などにより、SNSが市民にとって重要な情報交換手段となってきたことや、市公式サイトではトップページを介さずに直接サイトを閲覧するようになってきていることなどが考えられる。なお、市公式サイトは、災害時にも対応できるようサーバをクラウド化した。また、市政への理解と関心を高めるための公共施設見学会の実施や、官民協働により市民が必要とする市政情報や生活情報をまとめたガイドブックの作成を行った。</p> | <p>市民と行政が、それぞれの役割を担い、ともに課題解決に取り組んでいくため、わかりやすい行政情報の提供と行政への市民参画を推進する。</p> <p>また、広域連携や産学官金労言など多様な主体との連携を推進するとともに、新たな行政需要に的確に対応した行政運営を推進していく。</p> |

平成28年度施策評価概要一覧

| 基本目標 | 基本施策 | 施策           | 基本方針   | 施策評価  |  |
|------|------|--------------|--|---|--|
|      |      |              |  | ①施策の評価  | ②今後の方向性(改善への取組み等)  |
|      |      | 施策35<br>経営管理 | より質の高い市民サービスを提供していくため、経営資源(人・物・金・情報など)を効率的、有効に活用した自治体経営を目指します。 | <p>第五次行財政改革基本計画に基づく取組みについては、実施計画46事業のうち38事業で成果があり、達成率は83%で目標値である80%を達成した。また、平成29年から平成33年度までの5年間を計画期間とする第六次行財政改革基本計画を策定した。</p> <p>市税収納率の向上では、納期内納付の推進と滞納繰越額の圧縮に努めるとともに、管理職及び動員職員の臨戸訪問による早期の催告書差置き等の収納対策を行い、財産調査、滞納処分を積極的に進め、財源確保に努めたが、収納率は目標値に届かなかった。</p> <p>住民情報システムの運用では、昨年度から継続するマイナンバー制度への対応として、国が指示するスケジュールに沿い、平成29年7月からの情報連携に向けて、情報連携対象者の符号取得、自治体間での情報連携テスト等を実施し事業の進捗を図った。</p> <p>また、庁内LANシステムでは、国が求める自治体情報セキュリティ強靱化対策(インターネット接続環境の分離等)に沿って、セキュリティレベルの向上に対応した。</p> <p>職員定員管理計画の策定及び推進では、職員管理適正化計画に沿って職員の削減に努めてきたが、喫緊の課題や行政需要の増加が見込まれたことから、今後の業務量を踏まえて定員管理計画を改訂し、社会情勢に対応した組織を構築した。</p> <p>人事管理制度の充実については、人事評価制度の運用及び査定給制度の導入により、能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ることができた。</p> <p>健全で安定的な財政運営に向け、少子高齢化を背景として社会保障費等の扶助費が増大する中で、安定的な財政基盤を中長期的に堅持し、第五次長期総合計画に掲げた事業を着実に実施するため、市税を中心とした自主財源の確保に全力を尽くすとともに、施策の見直しや再構築を図り、無駄を徹底して排除するなど限られた財源の効果的な活用を図った。指標とした自主財源比率は 〇〇% で目標値を達成している。</p> <p>地方公会計の整備促進では、統一的な基準による財務書類を作成し、予算編成等に活用することで財政マネジメントの強化を図ることとしており、平成28年度は、固定資産台帳の更新や財務会計システムによる複式簿記の導入等について計画どおり取組を行った。</p> <p>公共施設の維持管理については、避難所となる小中学校体育館の非構造部材対策を実施するとともに、太陽光発電システムの設置を行い、避難所としての機能強化を図ることができた。また、公共施設全般について公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物維持保全計画を見直した。</p> <p>長期総合計画の前期計画期間が終了することから、長期総合計画に掲げる将来像「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」を実現するため、平成29年度～平成33年度を計画期間とする長期総合計画後期基本計画を策定した。</p> | <p>経営管理システムの充実を図り経営資源を効率手的かつ効果的に活用するとともに、行財政改革基本計画に基づく改革に取り組み、効率的で持続可能な自治体経営を推進していく。</p> <p>また、変化する行政課題や行政需要を的確にとらえた組織体制の構築と適正な定員管理に努める。</p> <p>第五次長期総合計画後期基本計画事業を着実に実施するため、引き続き財政マネジメントの強化に取組むとともに、長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画事業や公共施設等総合管理計画事業を推進して、持続的な自治体経営を図っていく。</p> <p>地方公会計の整備促進では、平成29年度中に、平成28年度決算に基づく財務書類を作成するとともに、財務書類の有効な活用方法を調査・研究し、限られた財源を「賢く使う」取組を推進していく。</p> <p>財源確保の面では、引き続き徴収率向上に向けた対策に全力で取り組むとともに、多様な納付方法の実現等による納税環境の向上について取り組んでいく。</p> <p>情報化の推進に伴い、ICTの活用による業務の効率化と市民サービスの向上に取り組むとともに、セキュリティ対策を強化する。住民情報システムでは、マイナンバー制度情報連携機能の安定運用の実現と今後のシステム更改に向けたクラウド化の検討に取り組む。</p> <p>庁内LANシステムは、自治体情報セキュリティ強靱化対策を実施し情報セキュリティレベルは向上したが、事務処理上の制約も受けることから、セキュリティレベルを担保しつつ運用方法改善の取組みと他の手法によるシステム改善も模索する必要がある。</p> <p>人事管理の面においては、人事評価の結果を翌年度の給与へ反映するとともに、引き続き人事評価制度を運用し、必要に応じて制度の見直し・改善を図りながら、制度の安定化を図るため、継続的に研修を実施していく。</p> <p>公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新や整理統合も視野に入れた向こう30年間の将来計画を推進していく。今後も、公共建築物維持保全計画に基づき、安全・快適に施設を利用できる環境整備のための改修を計画的に実施して行く。</p> |